

新潟市ひきこもり相談支援センター事業運営業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、新潟市におけるひきこもりの支援を推進し、その長期化を防ぐため、ひきこもりに関する総合的な相談窓口として「新潟市ひきこもり相談支援センター（以下「センター」という。）」を設置運営し、ひきこもり当事者（以下「当事者」という。）及び家族の生きづらさや生活上の困難の軽減・解消、社会とのつながりの回復・維持のために必要な支援を行い、当事者及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の対象者

本事業の対象者は、ひきこもり状態にある当事者及びその家族等で新潟市内に居住する者（以下「対象者」という。）とする。

3 事業内容

国が示す「ひきこもり支援推進事業実施要領」の「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」に基づく事業を含む以下（1）から（15）に掲げる取り組みのうち、（1）から（5）、（11）から（14）については、現在ひきこもり相談支援センター事業として実施しているため、必須項目とする。

（1） 相談支援事業（オンラインを活用した相談含む）

対象者からの電話又は来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問等のアウトリーチ型支援を行う。

また、対象者の相談内容等に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関につなぎ、連携した対応を行う。

なお、その後も必要に応じ、当該機関との情報交換を行う等、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について継続的に検討を行うものとする。

【オンラインを活用した相談について】

対象者と繋がる手段として、オンラインを活用した相談にも対応すること。

開始時期、相談対応時間については、市と協議の上対応すること。

（2） 居場所づくり事業

当事者が、社会参加するための第一歩となる居場所づくりを行うこと。

なお、当事者が抱える背景や事情は多様であるため、年齢層、性別、趣味など各人が参加しやすいものとなるよう、多様な居場所づくりに配慮すること。

また、対象者のニーズに応じてオンラインの活用を推進する。

居場所（オンライン含む）の開催回数、場所や日時、概要、周知方法等については市と協議の上、実施すること。

（3） 連絡協議会・ネットワークづくり事業

対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関からなる「新潟市ひきこもり支援連絡会」（以下、「連絡会」という。）を開催し、各機関同士で定期的に情報交換を行うこと等により、恒常的な連携を確保することで、様々な意見を踏まえてひきこもり支援を実施できる環境を整えるものとする。なお、連絡会の構成員等は別途定める。

その他、必要に応じて、市や関係機関等が開催する会議等に参加する。

(4) 当事者会・家族会開催事業

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消したり、情報交換をしたりできる場を設ける。また、ひきこもり状態の経験があるピアサポーターも活用しながら、対象者に向けた講演会や講習会等を開催し、対象者への支援や情報発信を行う。

(5) 住民向け講演会・研修会開催事業

地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり状態の経験があるピアサポーターも活用しながら、住民向けの講演会・研修会を開催する。また、リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する支援情報や地域の社会資源などの周知・広報を実施する。

(6) サポーター派遣・養成事業

ひきこもり支援に関心のある者が、ひきこもりに関する基本的な知識を習得の上、ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）として活動することができるよう、サポーターを派遣し、また新規にサポーターを養成する。

(7) 民間団体との連携事業

地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組を推進するため、地域において有意なひきこもり支援に取り組む民間団体に対し補助を行うための補助要綱を策定の上、当該補助要綱に基づいて、民間団体に対して補助を行う。ただし、補助の対象は、ひきこもり支援の活動に要する費用に限ることとし（例えば、居場所の運営に係る賃借料や光熱費、活動に携わるスタッフの旅費など）、民間団体の職員の人件費や交通費等の現金給付・現物給付は含まない。

なお、補助事業については市と協議の上、実施すること。

(8) 実態把握調査事業

ひきこもり支援施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行う。

(9) 専門職の配置

対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、専門職を配置する。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、又はこれらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。なお、専門職の配置は、人員配置基準を超えて配置する場合に適用となる。

(10) 多職種専門チームの配置

多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制を整備するため、既に配置されている職員に加え、医療、法律、心理、福祉、就労、教育関係等のうち3職種以上の多職種から構成されるチームを設置して、事例の検討や、必要に応じて対象者への直接支援等を実施する。

(11) 関係機関の職員養成研修事業

新潟市内でひきこもり支援を担当する職員を広く対象として、支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。

養成研修の実施に当たっては、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

加えて、研修プログラムには、ひきこもりの経験者や家族などによる講演等を盛り込む等、当事者・家族の思いやニーズに沿った支援を学べるよう配慮すること。また、必要に応じて継続研修を実施する等、段階的なスキルアップにも配慮すること。

養成研修の実施にあたっては、幅広い関係機関から参加を募るよう努めること。

(1 2) 新潟市内各区への後方支援事業

市内各区において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応をするとともに、地域における関係機関のネットワーク構築の促進等を行い、住民が身近なところで支援を受けることができるよう、各区でのひきこもり支援の充実・強化を図る。

(1 3) 広報活動

リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、利用可能なひきこもりの相談窓口及び地域の関係機関・関係事業に関する情報を、多くの市民に分かりやすく発信し、啓発を図る。

(1 4) 当事者の社会参加に向けた取り組み

就労以外の社会参加の場として、民間企業等と連携し、地域の様々な社会資源の開拓を図り、当事者が就労以外のボランティア活動等の様々な体験ができる機会を提供すること。

(1 5) その他、ひきこもりの支援に寄与すると思われる活動で、市が認めるもの

対象者のニーズに合わせて、ひきこもりの支援に寄与すると思われる活動を行う。

4 契約期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（3年）

※この契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令167条の17及び新潟市長期継続契約とする契約を定める条例第1項第7号の規定に基づく長期継続契約となるため、契約を締結した翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性がある。また、契約日から令和7年8月31日までの間を事業の引き継ぎに向けた準備期間とし、旧事業者及び関係機関との連絡調整等の準備に努めるものとする。

5 委託料の支払方法等

(1) 委託料の支払方法

契約額を分割し、「7 事業計画及び事業報告」で定めた「月次業務報告書」を確認した上で、1回／月に分けて支払う。

なお、受託者と協議により、四半期払い又は一括年払いが可能である場合は、委託料の内訳を契約書別表に定めた上で支払を行う。

(2) 委託対象経費

委託料として使用できる経費は、「3 事業内容」にかかげる事業を行う上で必要な経費とし、下記にかかげるものとする。

ア 対象経費

人件費、福利厚生費、共済費、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料に係るものとする。

ただし、施設使用にあたり発生する光熱水費（上下水道料金、電気料金、ガス代）

は新潟市が負担し、「別表 貸与備品一覧」にある備品は新潟市が貸与する。また、別表の備品の他に委託業務実施にあたり必要なもの（コピー機、パソコン、訪問支援用の車両及びその駐車場等）については、受託者が準備する。

- (3) 複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について

本委託業務は、別紙「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」の通り、複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）が適用されるため、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合、市と協議の上、2年目以降の契約金額を変更することができるものとする。

6 運営基準

- (1) 職員の配置

ア 事業責任者

事業責任者を1名配置すること。

事業責任者は、必ずしもサービス管理責任者の資格を有することを要件とはしないが、有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者）とする。

事業責任者は、下記「イ ひきこもり支援コーディネーター」の役割も兼ねることとする。

イ ひきこもり支援コーディネーター

ひきこもり支援コーディネーターを3名以上配置し、うち1名以上は専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者）とする。

※上記のほか、必要があると認めるときは、これらの職員以外の職員を配置することができるものとする。なお、看護師等の医療職やひきこもり状態を経験したピアサポーターを活用することが望ましい。

すべての職員はお互い協力してその業務に当たるものとする。

- (2) 事業実施場所

新潟市万代市民会館5階（新潟市中央区東万代町9-1）内

- (3) 開所日及び開所時間

ア 開所日：少なくとも土日のいずれかを含む週の5日間とする。

イ 開所時間：1日9時間（昼休み1時間含む）週40時間の相談時間を確保することを基本とする。

※ただし、上記に定める時間に関わらず、相談支援中の対象者に対する緊急対応に配慮する。

7 事業計画及び事業報告

委託業務実施にあたっては、下記3点を作成し、委託者へ提出すること。

- (1) 事業計画書

事業の実施体制や年間活動計画を含めた事業計画書を各年度の事業開始日までに提出すること。

ただし、令和7年度においては、契約締結日から14日以内に提出すること。

(2) 月次業務報告書

事業内容について、月次業務報告書を作成し速やかに提出すること。

(3) 事業実施報告書

毎年度の3月末の事業完了後、速やかに業務の成果に関する事業実施報告書に業務に係る決算報告書等の必要な書類を添付して提出すること。

ただし、令和10年度においては、令和10年8月末の事業完了後、速やかに提出するものとする。

8 定例報告会

事業の進捗状況について、市に対し、毎月定期的に事業内容の報告及び必要な事項の協議を行うこととする。

なお、日程等については別途調整を図ること。

9 個人情報の取扱い

本委託業務を実施する上で知り得た個人情報について、委託期間終了後も含め、不当な目的で使用したり、第三者に漏らしてはならない。

また、本委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第7号）、新潟市セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護のために必要な措置を講ずること。

10 契約終了時の業務の引き継ぎ

契約期間終了後、他者に業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間終了前に引き継ぎ期間を設け、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう十分に引き継ぎを行わなければならない。

また、新事業者と十分に打合せの上、旧事業者側で用意した委託業務実施にあたり必要なもの（コピー機、パソコン、訪問支援用の車両及びその駐車場等）について、撤去日時、撤去手順・方法などについて作業計画を作成し、新潟市の承認を得た上で撤去作業を行うこと。なお、撤去に係る費用は旧事業者が負担すること。

11 その他

(1) 受託した事業者は、業務を第三者に委託（再委託）してはならない。

(2) 本委託業務においては、市が実施する賃金の抜き取り調査に協力すること。

また、賃金の抜き取り調査の結果に基づき、市からは是正指導を受けた場合は、誠意を持って対応すること。

(3) 市はこの契約の終了後、業務評価を行う。

(4) 受託した事業者は、本委託業務を利用して公序良俗に反する活動、若しくは政治的活動、宗教的活動をしてはならない。

(5) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

ア 受託した事業者の責めに帰すべき事由による場合

受託した事業者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、

市は委託契約を解除することができるものとし、この場合、市に生じた損害は受託した事業者が市に賠償するものとする。

イ 受託した事業者の責めに帰すことのできない事由による場合

受託した事業者の責めに帰すことのできない事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託業務継続の可否について協議するものとし、その結果、委託業務の継続が困難だと判断される場合は、市は委託契約を解除することができるものとする。

- (6) センターと併設されている「若者支援センター」とは、特に連携を密にすることとし、定期的に情報交換を行うこととする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は業務履行上疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別表 貸与備品一覧

No.	備品名
1	両袖デスク×1
2	片袖デスク×3
3	事務用椅子×4
4	ミーティングテーブル×1
5	相談用椅子×4
6	ホワイトボード×1
7	書庫（両開き，5段）×3
8	書庫（引き違い戸，3段）×1
9	3人用ロッカー×1
10	1人用ロッカー×1
11	ハイカウンター（引き違い戸）×1
12	ローカウンター×1
13	窓口用椅子×4
14	パンフレットスタンド×2

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、未履行業務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、新潟県最低賃金（以下「最低賃金」という。）とする。
- 3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書により算出する。